

東部方面斎場（仮称）整備通信

No.6 令和5年3月

発行：横浜市健康福祉局環境施設課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-4386 FAX : 045-664-6753

E-Mail: kf-saijyoseibi@city.yokohama.jp

◆建物の設計概要等について



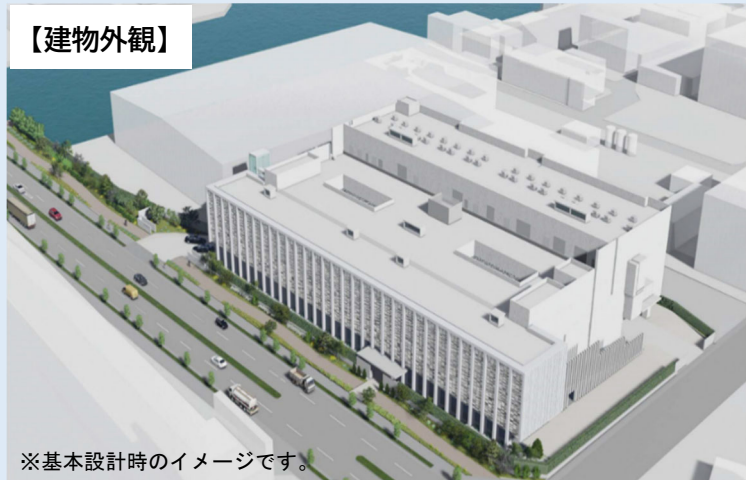
【計画地】・鶴見区大黒町 18 番地の 18

【建物の規模】・敷地面積 約 11,000 m²
・延床面積 約 22,000 m²
・階数 地上 4 階 / 地下 1 階

【整備費】・約 221 億円

【各階の主な配置】

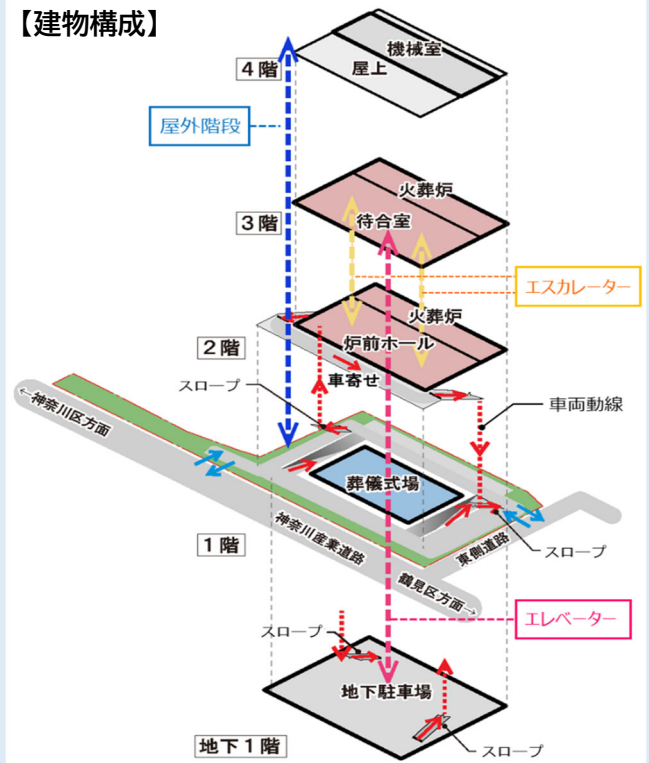
- 4 階：機械室、津波避難スペース
- 3 階：待合室
- 2 階：火葬炉、炉前ホール、車寄せ
- 1 階：葬儀式場
- 地下 1 階：駐車場（1 階とあわせて約 150 台）



【建物外観】

※基本設計時のイメージです。

【建物構成】



【2階車寄せ】

※基本設計時のイメージです。



【1階葬儀式場】

※基本設計時のイメージです。

◆説明会のご報告

斎場整備事業についての説明会を鶴見区の生麦地区センターで実施しました。

〈開催日〉第1回：令和5年1月27日（金）、第2回：令和5年1月28日（土）

※各回とも同一内容。※説明会の概要については横浜市ホームページに掲載しています。

〈主な質疑内容〉

○斎場へのアクセスについてどう考えているのか。

→横浜市では4つの斎場を運営しており、比較的駅に近い久保山斎場以外では、公共交通機関ではなく乗用車又はマイクロバスでの来場が多いようです。東部方面斎場（仮称）も立地を考えると、乗用車、マイクロバスでの来場が多くなるかと思っておりますので、それに対応した駐車場の整備を考えております。バスのアクセスについては、運行している事業者とも意見交換をしており、現状ではバス便を増やせるかといったことはまだ分かりませんが、引き続き検討してまいります。

◆整備事業の進捗状況について

【進捗状況】

・令和4年度は、3年度に引続き実施設計、火葬炉設備工事及び経営許可手続を進めました。また、斎場整備予定地にあった鶴見区スポーツ広場の既存設備の撤去や周辺の歩道の整備等に着手しました。令和5年度は引続き実施設計、経営許可手続を進めるとともに建物本体工事にも着手します。

【供用開始時期の変更について】

・現在行っている実施設計の中で精査した結果、これまで「令和7年度末」としてきた斎場の供用開始時期は「**令和8年10月**」となる見込みとなりました。

(変更理由) ・ 建設工事の週休二日制への対応

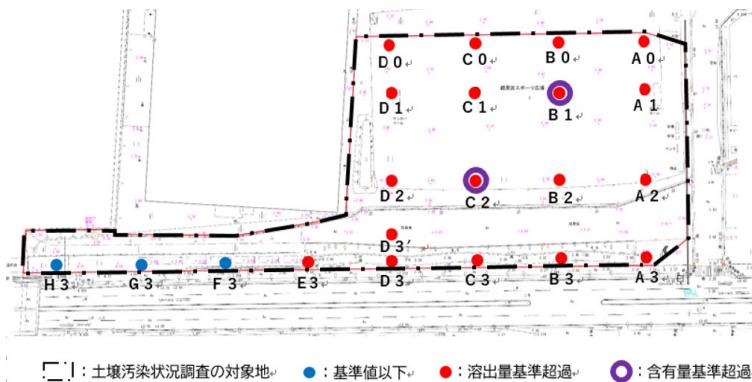
・ 高い環境性能の実現に向けた地中熱設備の導入 など、計画当初に無かった要素の追加

【今後のスケジュール (予定)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度	
設計・工事	基本設計	実施設計		建築工事	完成 (令和8年度)
			土木工事		
			火葬炉設備工事		
各種手続	都市計画手続				
		経営許可手続			

【土壌汚染調査の結果について】

・令和5年度の建築工事着工に向けて斎場用地の土壌汚染調査を行いました。調査の結果21地点のうち18地点で「鉛」、「砒素」、「ふっ素」のいずれかの物質が土壌溶出量基準を超過し、そのうち2地点で鉛が土壌含有量基準を超過しました。



調査結果(抜粋)

調査項目	土壌溶出量基準 (mg/L)	調査結果 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	調査結果 (mg/kg)
鉛	0.01以下	0.017	150以下	240
砒素	0.01以下	0.074	150以下	13
ふっ素	0.8以下	1.3	4,000以下	150

※ 調査結果欄の数値は検出された値のうち、最大値を記載しています。

土壌溶出量基準：特定有害物質が溶け出した地下水を70年間飲用することによる健康リスクに関する基準

土壌含有量基準：特定有害物質を口や肌から70年間直接摂取することによる健康リスクに関する基準

※斎場整備用地周辺には飲用井戸が無く、地下水を飲用水として摂取するリスクはありません。また、工事にあたっては散水など土壌飛散防止対策を行っていますので、土砂が飛散することはありません。

※建設工事に際しては、搬出する土砂の適正な処分等、所管部署と調整しながら進めていきます。

事業の進捗状況は、この「整備通信」や説明会の開催、ホームページなどを通じてお知らせしてまいります。

東部方面斎場

検索